

# 2019年度 ジェンダー学際研究専攻（地理学分野）博士論文要旨

「承認のライシテ」とムスリムのための場所づくり  
フランス・ストラスブールにおけるモスク、墓地、宗教間  
対話 — (英題: “Laïcité de reconnaissance” and  
Creation of Places for Muslims: Mosques, Cemetery and  
Interreligious Dialogues in Strasbourg, France)

佐藤 香寿実 (SATO Kazumi)

## 論文構成

### I はじめに

1. 研究の背景
2. 研究の目的と方法
3. 研究の視角
4. 筆者の立場性と課題
5. 本論文の構成

### II 研究の枠組み

1. フランスにおけるライシテの変容
2. 多元的社会における差異と承認の政治
3. 「場所」という視角
4. 小括

### III フランスにおけるムスリムの「統合」

1. 「イスラーム問題」の構築
2. ムスリムの排除と包摂
3. 小括

### IV ストラスブールのムスリムとライシテ

1. 調査地の概要
2. アルザス・モーゼル地方における政教関係
3. ストラスブールにおけるムスリム団体
4. 小括

### V ストラスブールの大モスクの建設

1. フランスにおけるモスク建設をめぐる状況
2. ストラスブールの大モスクの概要
3. モスクをめぐる交渉と「スケール」
4. 開かれた場所としての大モスク
5. 小括

### VI ストラスブールのムスリム公共墓地の建設

1. フランスにおけるムスリムの埋葬問題
2. ストラスブールにおけるムスリム公共墓地建設の経緯と効果
3. 行政とムスリム団体の協力関係
4. 差異の可視化とカテゴリー化
5. 小括

### VII ストラスブールにおける「宗教間対話」

1. ストラスブールにおける宗教間対話の概要
2. ストラスブールにおける3つの取組み
3. 宗教間対話と公共性
4. 宗教間対話へのムスリムの包摂
5. 小括

### VIII 「承認のライシテ」の可能性と課題

1. ライシテの「ストラスブール・モデル」
2. 「承認のライシテ」の効果
3. 普遍主義的なライシテ・モデルを問い直す
4. 小括

### IX おわりに

1. 本研究の成果と考察
2. 本研究の限界と今後の課題

## 論文要旨

フランスでは、近年ムスリム系移民の第二第三世代の「統合」が喫緊の課題となる中で、憲法原則でもある非宗教性の原則「ライシテ (laïcité)」の問い直しが行われている。スカーフ論争に代表されるように、これまでライシテを1つの論拠として、ムスリムの公共空間における宗教性表出を制限しようとする法的・政治的措置がとられてきた。これはライシテが、「共和国モデル」と呼ばれる個人主義的な普遍主義に依拠し、公共領域における集合的な差異の表現を忌避してきたことに関係している。ライシテがフランスの共和制をつくり上げてきた「ナショナル・アイデンティティ」として再注目される中で、「イスラーム問題」が構築され、ムスリムたちの存在は「統合不可能」なものとなされ、共和国に対する脅威として警戒される。

一方、ライシテをより柔軟で開かれたものとして解釈しようとするさまざまな試みもなされるようになっていく。その1つが、政治哲学における「承認の政治」に依拠した「承認のライシテ」に関する議論である。それは、宗教的差異を積極的に承認し、公共領域における宗教団体が果たす役割を重視するライシテである。実際、中央政府は、政府の対話者となるムスリムの代表機関をつくり、ムスリムの差異に基づく要求に対処してきた。しかし、その背景には、自国のムスリムに対する諸外国の影響力を排し、イスラームを国家の枠組みにはめ込もうとする意図が垣間見える。国内のムスリムがテロリズムを

引き起こしうる過激な思想に影響され、「過激化」することが懸念される中で、フランスのライシテは、むしろ「管理」の論理に接近しているように見える。

しかし、ムスリムの宗教的な要求への対応として、日常的な実践のレベルにおいて、より柔軟で豊かな政治的実践がなされるのではないか。この点で示唆的だと思われるのが、ストラスブールにおける実践である。ストラスブールを中心としたアルザス・モーゼルと呼ばれる地域では、1905年の政教分離法をはじめとする19世紀末～20世紀初頭に成立したライシテを基礎づける法律群が適用されておらず、地方法のもとでカトリック、ユダヤ教、プロテスタントのルター派、プロテスタントの改革派の4つを「公認宗派 (culte reconnu)」とする政教体制が採用されている。ムスリムの宗教団体は、アルザス・モーゼルにおいて「公認宗派」に含まれてはいないが、積極的な交渉を行うことで他地域とは異なる恩恵を受けられる場合がある。ストラスブールでは、2012年に公的資金援助を受けた大モスクが建設され、フランスで唯一となるムスリム専用の墓地が建設されたほか、ムスリムを包摂する宗教間対話の取組みも促進され、ムスリムのための場所を創出する試みが成果をあげてきた。このストラスブールにおける具体的事例研究を通じて、普遍主義的な「共和国モデル」に基づくライシテを問い直すことができると思う。

本研究は、以上の問題意識に基づき、ストラスブールの独特な政教体制に着目し、ストラスブール市政がムスリムの宗教実践の制限あるいは促進に関しかなる方策をとっているか、またムスリム団体側がいかにかこの体制を活用しているのかを明らかにしようとしたものである。特に、ストラスブールにおけるコンコルダート体制に基づく宗教と政治の協調関係を、「承認のライシテ」として読み解き、その実現に必要な条件や課題点を明らかにすることを目的とした。具体的には、ストラスブールの大モスクの建設、ムスリム公共墓地の建設、および宗教間対話の場という3つの事例を取り上げ、現地での関係者に対するインタビュー調査の成果を基に、これらの場所の生成および経験を描き出しつつ、ストラスブールという具体的文脈におけるライシテ実践の可能性と課題を検討した。

大モスクの建設の事例においては、ムスリム団体が代表性の点で問題を抱えつつも、さまざまな「スケール」の表象を戦略として用いることで、市の支援を獲得し、「ストラスブールのムスリムを代表する」モスクの建設が可能になった。一方で、支援を得ることで制約も受けたこと、そのことがモスクの物質性や利用方法にも影響

を与えていることも明らかとなった。ムスリム公共墓地の事例においては、墓地の建設および運営に際し、市政と行政が諸ムスリム団体との対話を行い、協力関係を築いていることと、その過程でムスリムが宗教的集合体として承認され、同時にカテゴリー化されていることを示した。宗教間対話の場の事例においては、市との関係性の深い3つの活動に焦点をあてた。検討によって、宗教間対話が市の制度に組み込まれ、宗教間対話の公式化が進行していることと、宗教間対話によってムスリムのための場所作りが促進された一方、ムスリムのための場所の生成が宗教間対話の発展にも寄与していることが分かった。

以上の3つの事例を総合的に検討した結果、1990年代以降のストラスブール行政において、ムスリムの場所に関する要求を聞き入れ、ムスリムを宗教的集合体とみなし、その差異を積極的に承認していこうとする「承認のライシテ」の発現が見られること、しかし、「ムスリム」という宗教的集合体としてのカテゴリー化や、政治と宗教の接近が新たな問題を引き起こしうるということが明らかになった。また、ストラスブールにおける「承認のライシテ」の要件として、(1) アルザス・モーゼル地方法によるコンコルダート体制、(2) ストラスブール市政の差異主義的姿勢、(3) フランスのライシテ文化の影響、(4) ストラスブールという都市の人口流動性、の4点を挙げ、多様な軌跡の交差点としての「特異性」を持つ場所だからこそ、そこに生じる相互的な交渉を通じて、ストラスブール・モデルの「承認のライシテ」が生み出されつつあることを示した。

(主査：熊谷 圭知)

## 精神障害者の「地域移行」における生の技法とケアの場所 (英題: Arts of Life and Places of Care for Persons with Mental Disabilities from Institutions to the Communities)

三浦尚子 (MIURA Naoko)

### 論文構成

#### I 序章

- I-1 研究の背景と目的
- I-2 調査方法と調査対象地域
- I-3 章構成
- I-4 用語の説明

#### II 先行研究に基づく鍵概念の整理

- II-1 隔離を可能とする施設/制度
- II-2 欧米圏の精神医療改革——脱施設化

deinstitutionalizationと地域ケア

- II-3 被收容者に対する「生-政治」と「活動的生」
  - II-4 分析概念
  - III 日本の近現代精神医療・保健・福祉制度と都市空間の形成
    - III-1 近代精神医学の勃興と法体系の樹立
    - III-2 近代における都市空間の形成と精神科病院の立地
    - III-3 研究対象地域の概要
    - III-4 現行の障害福祉制度の概説
  - IV 精神科病院長期在院者の「地域移行」によるケアの再配置——外-制度の概念に注目して
    - IV-1 研究目的と調査方法
    - IV-2 東京都の精神保健福祉事業の現況
    - IV-3 長期在院者の「地域移行」の実相
    - IV-4 ケアの再配置にみる外-制度の影響圏
    - IV-5 まとめ
  - V 精神障害者の地域ケアにおける通過型グループホームの役割——《ケア空間》の形成に注目して
    - V-1 本章の目的と研究対象地域の概要
    - V-2 東京都R自治体における精神障害者通過型グループホームの概要
    - V-3 入居者の語りと感情表出からみる通過型グループホームの役割
    - V-4 通過型グループホーム退所後の生きられた経験
    - V-5 地域ケアにおける通過型グループホームの役割
    - V-6 まとめ
  - VI 障害者自立支援法への抵抗戦略
    - VI-1 本章の目的
    - VI-2 調査方法
    - VI-3 新制度への事業移行状況とサービス内容
    - VI-4 就労継続支援事業B型の作業所の利用実態
    - VI-5 就労継続支援B型への移行集中と「なんちゃってB」の出現理由に関する考察
    - VI-6 まとめ
    - VI-補論 「なんちゃってB」のその後
  - VII 結章
    - VII-1 得られた知見
    - VII-2 本研究の学術的成果
    - VII-3 課題と今後の展望
- 謝辞  
文献

## 論文要旨

本論文は、精神障害者のケアの場所と、そこで披露される生の技法を通して、長期隔離という日本の精神障害者処遇を考察した研究である。近年、精神保健福祉の領域では、施設ケアから地域ケアへの再配置を目指す「地域移行」が潮流であり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」という新たな制度も提唱されている。一方で、人口10万人に対して精神病床数が269床と、世界の約2割を占める隔離空間は保持されたままである。欧米圏で施行された精神科病院の施設解体とは異なる歴史・文化をもつ日本で、「地域移行」という現象は何を意味するのだろうか。2007年から13年の歳月をかけ、精神科病院、通過型グループホーム、旧共同作業所と特に長期在院者の「地域移行」に関わるケアの場所を舞台に、筆者自身も精神保健福祉士という当事者の一部となってフィールドワークを実施した。本研究は、健康・障害の地理学の研究群に棹を指すものである。

本論文は7章で構成される。I章では、研究の背景と目的を、II章では、主に欧米圏の先行研究に基づいて本研究の鍵概念を整理し、実証研究の分析として援用した「外-制度」、《ケア空間》、「あわいの空間」を詳述した。

続いてIII章では、日本の近代以降の精神医療と都市空間の形成について、対象地域となる東京都を中心に整理した。都市の成長に伴い、精神科病院は近隣住民とのコンフリクトを回避するために郊外へと移転していく。精神科病院の布置は、単なる座標軸の位置ではなく、社会・文化的に構築された「逸脱」を表象している。

東京都では、精神科病院が西高東低に局在しており、特に区部の縁辺部と区近傍の市部周辺と、八王子市や青梅市とに2つの距離帯がある。この距離帯を活用して、都心部の精神科病院から西方の郊外へと在院者を転院させるシステムが機能している。東京都における「地域移行」には、転院システムとは逆の東方へと向かう在院者の移動が示唆される。「地域移行」には、精神科病院の地理的分布がまず問題となるのである。

実証研究の3部作として、まずIV章では「地域移行」を日本流の脱施設化としてとらえ、セールの造語となる外-制度を分析概念に、「地域移行」の帰結となる4つの空間、すなわち施設/制度の影響力の高い順に、《隔離病棟》、《開放病棟》、病院近隣、前住地を析出した。外-制度の媒体となる相談支援専門員は、《開放病棟》に入棟し制度に緊張をもたらしながら、「地域移行」を推し進めていく。

一部の長期在院者は上記の諸空間を移動する過程で、日常の生活世界に「慣らし」ながら前住地へと帰還して

いる。長期在院者の「地域移行」とは日常生活圏への移動に加え、その身体からスティグマを引き剥がす過程でもある。一方で長期隔離による適応的選好の結果、外出拒否の在院者は外-制度化を拒み病棟に滞留し続けようとする。先述の地理的な課題のほか地域ケア側のマンパワー不足、当該事業の安価な報酬、漸減にとどまる精神病床数等構造が変わらない中で「地域移行」に着手することへの混乱も生じている。

次にV章では、東京都独自の制度である通過型グループホームを、《ケア空間》と「あわいの空間」で分析した。本研究の《ケア空間》とは、ミクロな関係性の中で起こるケアの相互作用により創出された社会的な空間を指す。ミクロな社会の諸課題は、マクロな社会の価値観が投影されて生ずるものであり、ミクロな社会を軽視しない姿勢が、フェミニスト地理学に影響された健康・障害の地理学には重要となる。加えて、通過型グループホームや旧共同作業所といったケアの場所は、一般社会と精神科病院の、すなわち自立と依存の「あわいの空間」というメソ・スケールの特性も持ち合わせている。

通過型グループホームの入居者は、精神科病院の退院条件で多くの居住地を選べない、ほかに生活環境を転換する術をもたないことを理由に入居している。入居は必ずしも本意に基づく選択ではないところに、精神障害者の生の技法が観取される。しかし入居後、入居者は施設内に設置された交流室にて職員や他入居者との間で無条件の肯定的配慮や共感的理解の態度で形成されるケアの場所で、新たな主体性を獲得し生への希望を見出している。

VI章は、障害者自立支援法施行後旧共同作業所の新サービスへの移行状況とその利用実態を調査した。その上

で、国家レベルの福祉施策の転換が地域レベルの障害福祉サービス供給に及ぼした影響を、旧共同作業所が果たす役割に関連付けて考察した。実際のところ、就労支援に消極的な旧共同作業所も「なんちゃってB」を自称して就労支援系のサービスに移行している。これらの事業所は、就労が困難な利用者のニーズに対応する一方で、経営基盤が安定するサービスを選択して作業所の存続を図っている。自称「なんちゃってB」の出現は、障害者の自己責任を志向し、就労自立に傾倒する新制度に抵抗するための事業者の戦略であり、その結果旧共同作業所は従前と変わらず精神障害者の「あわいの空間」として機能している。

通過型グループホーム、旧共同作業所は精神科病院とは異なるオルタナティブな小規模な施設/制度として、人間的な相互作用が生まれるケアの場所であり得ている。国が言うような「単身の自立」という新自由主義的な到達ではなく、人と人、人と物の関係性がある場所において、はじめて精神障害者の生の技法、すなわち1日を切り抜けるツールが発揮されるのである。

結びとなるVII章では、得られた知見および学術的成果と今後の課題を整理した。日本における精神障害者の隔離処遇は、元ハンセン病者と同等、まず日常生活圏から切り離し、その後すぐに「回帰」対策を講じず、長期的に放置して当事者の自尊を剥奪してきた。長期隔離という、ある特定の人・場所を不可視化させる現象は、日本人の人権感覚をも鈍くさせる。社会全体で、具体的な場所と身体の移動に関わる精神障害者の「地域移行」について考えることが、人間の尊厳を保つことに繋がると筆者は考える。

(主査：水野 勲)